

# 【食料品等物価高騰対策支援事業（にらさき暮らし応援商品券）よくある質問Q&A

令和8年1月9日時点  
蕪崎市 財務政策課 政策調整担当

## Q1. にらさき暮らし応援商品券とは？

A：エネルギー・食料品価格等の高騰による市民生活への影響を少しでも軽減を図るとともに、地域経済の活性化を目的として、国の「重点支援地方交付金」を活用した蕪崎市の、市民全世帯を対象に配布される商品券です。また、特に、負担感が大きい住民税非課税世帯等には、通常分に加えて商品券をお配りいたします。

## Q2. 配布対象者は誰ですか？

A：配布対象者は、次のいずれかに該当する世帯の世帯主となります。

### ① 全世帯

基準日（令和8年1月1日）において、蕪崎市に住民登録されており、商品券発送処理まで引き続き蕪崎市に住所を有している世帯

### ② 住民税非課税世帯等

令和7年度分の住民税において、世帯全員住民税非課税者で構成されている世帯、住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯及び住民税非課税者と住民税均等割のみ課税者とで構成されている世帯

なお、定額減税適用前の課税状況で判断します。

ただし、世帯全員が課税者（均等割のみ課税を含む）に扶養されている場合や租税条約による免除を届け出ている方がいる場合は対象となりません。

※①及び②について、外国人の方も上記に該当していれば対象となります。

## Q3. 商品券の配布額（冊）はいくらですか？

A：全世帯には、世帯員一人当たり1冊（5千円分）の商品券を、住民税非課税世帯等には、一世帯あたり1冊（5千円分）の商品券をその世帯の世帯主に配布します。

## Q4. 商品券は誰に配布されますか？

A：世帯主の方に世帯員の方全員分の商品券をまとめて配布します。

#### Q5. 基準日以降に世帯主が亡くなった場合はどうなるのか？

A：基準日以降に亡くなった場合において、商品券発送処理前で、その世帯に他の世帯員がいるときは、新しい世帯主に配布されます。

また、亡くなった方が単身世帯だった場合、配布はありません。

#### Q6. 申請は必要ですか？

A：原則申請は不要。

ただし、住民票の届出等により基準日において世帯員に変更があった方、未申告者及び令和7年1月2日以降に蕪崎市に転入された方など世帯状況が補足できず、送付されていない方において、対象者と思われる方は、申請が必要となります。

- ・申請書類 商品券配布申請書（課税証明書など必要な書類を添付）
- ・申請期限 令和8年4月17日（金）（消印有効）

※申請期限を過ぎてからご提出いただいても配布することができませんので、申請し忘れのないようにお気を付けください。

#### Q7. 商品券が届かないのですが？

A：基準日（令和8年1月1日）において、蕪崎市に住民登録されており、商品券発送処理まで引き続き蕪崎市に住所を有している世帯や世帯全員の令和7年度分の住民税非課税世帯等など配布要件に該当すると思われる方に商品券等を送付しております。

世帯全員が課税者（均等割のみ課税を含む）に扶養されている場合や租税条約による免除を届け出ている方がいる場合などは対象となりません。

なお、2月下旬以降、順次発送済ですが、郵便状況により、お手元に届くまで少しお時間をいただく場合があります。

配布要件に該当すると思われる方で、3月31日（火）まで商品券等が届かない場合は、お問合せください。

#### Q8. 使用期限はいつまでですか？

A：商品券の仕様期限は、令和8年5月31日（日）までです。

使用期限を過ぎますと、ご利用することができませんので、使い忘れのないようにお気を付けください。

#### Q9. 商品券の受け取りを辞退することはできますか？

A：辞退する場合は、令和8年1月末日までに届出書（食料品等物価高騰対策支援事業に係る商品券受領拒否の届出書）の提出など財務政策課でのお手続きをすれば、辞退することができます。

Q10. 商品券はいつ配布されますか？

A：令和8年2月下旬以降、順次特定記録郵便にて配布を予定しております。  
なお、発送件数が多いため、市内全世帯に配布完了するまで約1か月程度お時間がかかる予定であります。

Q11. 商品券はどこで使えますか？

A：本商品券は、市内の登録取扱店において、ご利用いただけます。取扱店一覧表は、商品券に同封されているチラシ及び市ホームページに掲載しています。  
なお、一部、ご利用いただけない店舗もございますので、ご利用の際は、事前に取扱店一覧をご確認ください。

Q12. 修正申告等による住民税均等割のみ課税となった場合や、住民票の届出等により該当することとなった場合、どのような扱いとなりますか？

A：申請期限（令和8年4月17日）までに本人から申し立てがあった場合は、要件を確認した上で商品券を配布します。

Q13. 生活保護受給世帯の人は、対象となりますか？

A：配布要件に該当している場合は、対象となります。  
なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たりましては、収入認定しない取り扱いとする方針です。

Q14. 配布される商品券は、課税の対象となりますか？

A：課税の対象かどうかにつきましては、現状、課税対象外の扱いと聞いておりますが、確定申告等申告時には最寄りの税務署にお尋ねください。